

## 令和5年度和歌山県一般会計補正予算

令和5年度和歌山県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,587,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ688,708,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸本周平

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 181,170,022	千円 2,157,582	千円 183,327,604
	1 地方交付税	181,170,022	2,157,582	183,327,604
7 分担金及び負担金		1,167,015	357,717	1,524,732
	1 分担金	23,632	10,500	34,132
	2 負担金	1,143,383	347,217	1,490,600
9 国庫支出金		121,915,403	14,913,326	136,828,729
	1 国庫負担金	44,504,038	4,116,272	48,620,310
	2 国庫補助金	76,316,815	10,794,004	87,110,819
	3 委託金	1,094,550	3,050	1,097,600
12 繰入金		17,010,467	772	17,011,239
	2 基金繰入金	16,732,193	772	16,732,965
14 諸収入		91,324,628	88,164	91,412,792
	6 雑収入	3,500,374	88,164	3,588,538
15 県債		72,398,200	16,070,300	88,468,500
	1 県債	72,398,200	16,070,300	88,468,500
<b>歳入合計</b>		<b>655,120,816</b>	<b>33,587,861</b>	<b>688,708,677</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,248,424	千円 9,230	千円 1,257,654
	1 議 会 費	1,248,424	9,230	1,257,654
2 総 務 費		33,838,509	969,434	34,807,943
	1 総 務 管 理 費	13,701,315	80,854	13,782,169
	2 企 画 費	6,518,187	577,330	7,095,517
	3 徴 税 費	5,153,089	15,646	5,168,735
	4 市 町 村 振 興 費	900,633	2,255	902,888
	5 選 挙 費	1,000,121	410	1,000,531
	6 防 災 費	5,193,883	283,605	5,477,488
	7 統 計 調 査 費	322,229	3,297	325,526
	8 人 事 委 員 会 費	154,142	1,088	155,230
	9 監 査 委 員 費	173,591	1,245	174,836
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	557,243	3,201	560,444
	11 自 然 保 護 費	164,076	503	164,579
3 民 生 費		83,821,987	527,046	84,349,033
	1 社 会 福 祉 費	63,529,175	500,398	64,029,573
	2 児 童 福 祉 費	16,307,710	20,530	16,328,240
	3 生 活 保 護 費	3,655,197	6,118	3,661,315
4 衛 生 費		43,607,479	161,166	43,768,645
	1 公 衆 衛 生 費	30,962,455	6,880	30,969,335
	2 環 境 衛 生 費	1,232,335	3,088	1,235,423
	3 保 健 所 費	1,549,724	20,559	1,570,283
	4 医 薬 費	8,718,853	122,627	8,841,480
	5 環 境 対 策 費	1,144,112	8,012	1,152,124
5 労 働 費		1,240,140	8,400	1,248,540
	1 労 政 費	370,383	2,439	372,822
	2 職 業 訓 練 費	777,638	5,353	782,991
	3 労 働 委 員 会 費	92,119	608	92,727
6 農 林 水 産 業 費		23,958,396	4,887,363	28,845,759
	1 農 業 費	6,499,783	23,090	6,522,873
	2 畜 産 業 費	741,851	2,819	744,670

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農 地 費	4,723,841	2,451,381	7,175,222
	4 林 業 費	7,581,768	814,026	8,395,794
	5 水 産 業 費	2,664,505	1,579,095	4,243,600
	6 試 験 研 究 費	1,746,648	16,952	1,763,600
7 商 工 費		96,313,893	25,587	96,339,480
	1 商 業 費	88,671,911	7,950	88,679,861
	2 工 鉱 業 費	6,485,144	12,849	6,497,993
	3 観 光 費	1,156,838	4,788	1,161,626
8 土 木 費		93,017,335	25,443,731	118,461,066
	1 土 木 管 理 費	3,953,555	65,290	4,018,845
	2 道 路 橋 り よ う 費	50,889,108	9,708,074	60,597,182
	3 河 川 海 岸 費	22,152,766	13,955,022	36,107,788
	4 港 湾 費	9,011,725	1,440,524	10,452,249
	5 都 市 計 画 費	5,122,897	274,821	5,397,718
9 警 察 費		28,076,505	315,445	28,391,950
	1 警 察 管 理 費	24,372,350	300,578	24,672,928
	2 警 察 活 動 費	3,704,155	14,867	3,719,022
10 教 育 費		107,356,935	1,240,459	108,597,394
	1 教 育 総 務 費	13,154,679	67,881	13,222,560
	2 小 学 校 費	30,347,149	498,875	30,846,024
	3 中 学 校 費	16,691,999	273,217	16,965,216
	4 高 等 学 校 費	20,996,450	216,673	21,213,123
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,804,840	155,752	13,960,592
	6 社 会 教 育 費	3,345,101	23,682	3,368,783
	7 保 健 体 育 費	1,780,433	4,379	1,784,812
<b>歳 出 合 計</b>		<b>655,120,816</b>	<b>33,587,861</b>	<b>688,708,677</b>

第2表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
2 総務費			493,401
	2 企画費		493,401
		地籍調査	493,401
6 農林水産業費			4,816,121
	3 農地費		2,250,701
		県営中山間総合整備	502,076
		県営ため池等整備	1,600,103
		地すべり防止対策	71,748
		ため池調査	8,120
		中山間総合農地防災	66,624
		団体営ため池等整備	2,030
	4 林業費		946,970
		低コスト作業システム整備	12,500
		森林環境保全整備	433,903
		間伐材安定供給	3,500
		補助林道	50,000
一般治山		447,067	
5 水産業費		1,618,450	
	漁港施設整備	1,618,450	
8 土木費			24,348,196
	2 道路橋りょう費		6,660,050
		道路保全	2,718,250
		公共事業国道改良	696,000
		道路改良	3,211,000
		小規模道路改良	34,800
	3 河川海岸費		14,675,886
		河川整備	8,295,178
		急傾斜地崩壊対策	1,617,010
		災害関連緊急砂防等	973,000
砂防		3,171,198	

		三四六総合運動公園斜面工事	317,000
		災害緊急がけ崩れ対策	29,800
		海岸整備（海岸）	272,700
	4 港 湾 費		2,740,260
		港 湾 修 繕	475,000
		港 湾 施 設 整 備	963,760
		県 単 港 湾 施 設 整 備	68,000
		海 岸 整 備 （ 港 湾 ）	1,060,500
		空 港 整 備	173,000
	5 都 市 計 画 費		272,000
		公 共 街 路	272,000
合 計			29,657,718

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和5年度コスモパーク加太土地賃借	令和6年度 (1年)	117,198 <small>千円</small>
2 令和5年度援護国債システム機器賃借	自 令和6年度 至 令和9年度 (4年)	3,273
3 令和5年度介護職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	46,080
4 令和5年度福祉・介護職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	15,360
5 令和5年度看護補助者処遇改善支援事業審査等事務処理委託	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	3,840
6 令和5年度復旧治山（かつらぎ町花園中南谷ノ瀬地区）	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	78,000
7 令和5年度復旧治山（田辺市龍神村小家才ノ谷地区）	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	110,000

第4表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	千円 15,683,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。





2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 3,185,400	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 農 業 農 村 事 業	974,700	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 水 産 基 盤 事 業	648,500			
公 共 道 路 事 業	20,572,700			
防 災 対 策 事 業	1,530,100			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 3,230,000	(1)借入先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,121,400	以下同上	以下同上	以下同上
699,500			
20,696,900			
1,550,100			



議案第127号

## 令和5年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,911,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 27,895,879	千円 639	千円 27,896,518
	1 収益事業収入	27,895,879	639	27,896,518
<b>歳入合計</b>		<b>27,911,170</b>	<b>639</b>	<b>27,911,809</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 27,910,170	千円 639	千円 27,910,809
	1 競輪事業費	27,910,170	639	27,910,809
<b>歳 出 合 計</b>		<b>27,911,170</b>	<b>639</b>	<b>27,911,809</b>





議案第128号

## 令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,304,575千円	1,920千円	2,306,495千円
第2項 医業外収益	1,083,739千円	1,920千円	1,085,659千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,108,835千円	15,873千円	2,124,708千円
第1項 医業費用	2,056,742千円	15,873千円	2,072,615千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
	自 令和5年度	
1 令和5年度給食業務委託	(4年)	293,154千円
	至 令和8年度	

第4条 予算第8条に定めた職員給与費「1,388,885千円」を「1,402,348千円」に改める。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平



令和5年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	670,733千円	145,238千円	815,971千円
第1項 営業収益	565,328千円	145,238千円	710,566千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	702,762千円	14,267千円	717,029千円
第1項 営業費用	681,232千円	14,267千円	695,499千円

第3条 予算第7条に定めた職員給与費「206,281千円」を「208,688千円」に改める。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平



議案第130号

## 令和5年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	107,821千円	254千円	108,075千円
第1項 営業費用	100,386千円	254千円	100,640千円

第3条 予算第7条に定めた職員給与費「25,072千円」を「25,326千円」に改める。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平



## 令和5年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
（4）主要な建設改良事業		
紀の川流域下水道（伊都処理区）	347,760千円	432,810千円
紀の川中流流域下水道（那賀処理区）	346,500千円	388,500千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,284,837千円	127,050千円	1,411,887千円
第1項 企業債	143,900千円	29,100千円	173,000千円
第2項 補助金	996,957千円	68,925千円	1,065,882千円
第3項 負担金	143,980千円	29,025千円	173,005千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,284,837千円	127,050千円	1,411,887千円
第1項 建設改良費	694,260千円	127,050千円	821,310千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第5条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「967,931千円」を「967,856千円」に改める。

令和5年12月1日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 73,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	70,500	同上	同上	同上



補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 91,500	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
81,500	同上	同上	同上